

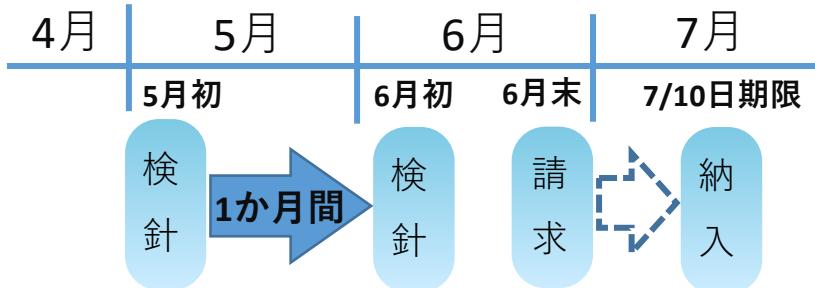
上下水道料金の請求を“毎月”から“2か月に一度”に

変更する準備を進めています

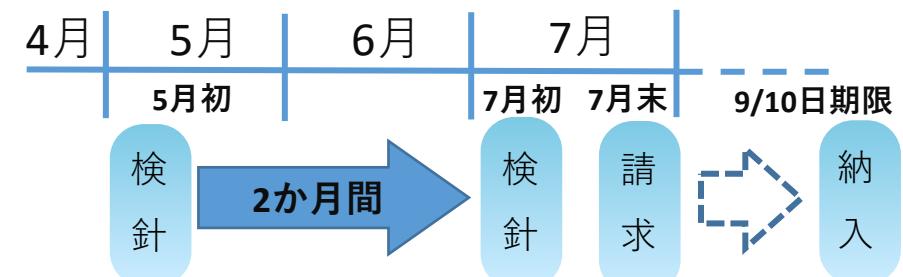
経営改善の一環として、水道メーターの検針を従来の“毎月”から“2か月に一度”とし、経費の削減を図る予定です。

その際は、上下水道料金の請求につきましても“1か月分の請求”から“2か月分の請求”に変更となります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

現行（毎月検針請求）



変更後（隔月検針請求）



茨城県南水道企業団 業務課

茨城県龍ヶ崎市長山1-5-2 Tel 0297-66-5132

業務時間 8：30～17：15

（土・日・祝祭日除く）